

京都市消費生活基本計画

＜新規・充実＞ 取組項目

	18年度	推進状況			19年度新設 取組項目	19年度	合計
		着手済	うち 実施済	未着手			
		B		C			
A	B	C	D=A-B	E	F=D+E	J=A+E	
新規項目	26(7)	21(6)	8(2)	5(1)	16(2)	21(3)	42(9)
うち重点項目	20(6)	20(6)	8(2)	0		18(2)	
その他	6(1)	1	0	5(1)		3(1)	
充実項目	57(13)	40(10)	20(6)	17(3)	5	22(3)	62(13)
うち重点項目	18(6)	18(6)	13(4)	0		10(2)	
その他	39(7)	22(4)	7(2)	17(3)		12(1)	
合計	83(20)	61(16)	28(8)	22(4)	21(2)	43(6)	104(22)
うち重点項目	38(12)	38(12)	21(6)	0		28(4)	
その他	45(8)	23(4)	7(2)	22(4)		15(2)	

()は再掲項目数

* 本文中、⑰は平成17年度、⑱は平成18年度を示す。

* 担当課等については、平成19年4月1日付け組織改正後の名称である。

基本方針 1 安心・安全な消費生活環境の整備

(1) 安全の確保

ア 食品の安全の確保

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当課
				実施済	着手	未着手		
	○		2 緊急時の事業者による危害情報提供への協力 市民総合相談課(市民生活センター)ホームページにおいて、危害情報を積極的に提供する。	○			事例なし	文化市民局 市民総合相談課
○		⑱	3 「京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度」の創設 (社)京都市食品衛生協会を実施機関として、市内飲食店及び食品製造施設に対して自主衛生管理の認証を行い、市内の食品関係施設の食品衛生水準の向上を図る。	○			平成18年5月 ・同認証マークを公募し、9月認証マーク受賞式及び(社)京都市食品衛生協会に対して実施機関の指定書交付式を開催した。 平成18年10月 ・認証申請受付を開始するとともに、第1回認証新規講習会*を開催した。 * 施設に適した衛生管理に関するマニュアルの作成等のため、食品事業者は申請前に受講が必要である。 平成18年12月 ・地下鉄、市バスに広告を掲示した。 平成19年1月 ・第1回認証審査委員会を開催し、酒類製造業3施設を認証 平成19年2月 ・認証施設第1号施設への認証書交付式を開催 ・第2回認証審査会を開催し、飲食店等4施設を認証 平成19年3月 ・地下鉄、市バスに広告を掲示した。	保健福祉局 生活衛生課

イ ものの安全の確保

○	<p>2 緊急時の事業者による危害情報提供への協力（再掲） 市民総合相談課(市民生活センター)ホームページにおいて、危害情報を積極的に提供する。</p>	○	<p>掲載内容一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴室暖房乾燥機に関する注意喚起 ・半密閉式ガス瞬間湯沸器に関する注意喚起 ・シュレッダーに関する注意喚起 ・卓上型食器洗い乾燥機に関する注意喚起 ・温水式浴室暖房乾燥機の火災事故に関する注意喚起 ・電気冷蔵庫に関する注意喚起 ・カーボンヒーター・セラミックヒーターに関する注意喚起 ・「リモコン付き電気ストーブ」の誤作動に関する注意喚起 ・電子レンジ加熱式湯たんぽに関する注意喚起 ・開放式小型湯沸器に関する注意喚起 ・「電気食器洗い機（ビルトイン型）」に関する注意喚起 ・小形全自動電気洗濯機に関する注意喚起 ・ガス機器等燃焼器に関する注意喚起 	<p>文化市民局 市民総合相談課</p>
---	--	---	--	--------------------------

ウ 建物の安全の確保

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当課
				実施済	着手	未着手		
	○		1 建物の耐震対策の促進 <ul style="list-style-type: none"> 木造住宅耐震診断士派遣事業 派遣件数の増 京町家の耐震対策の推進 新たに、京町家の耐震診断手法を整備し、京町家の耐震診断・耐震改修の推進を図る。 	○			<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅耐震診断士派遣事業 当初実施予定件数増 ⑰150件 ⇒ ⑱200件 *実績数は⑰199件, ⑱167件 京町家の耐震対策の推進 ⑰京町家に適した耐震診断手法の調査 ⑱京町家に適した耐震診断手法の整備, 検討 	都市計画局 建築指導課
	○	⑲	<ul style="list-style-type: none"> 京町家耐震診断士派遣事業の創設 京町家の耐震化を積極的に支援することにより、京都の貴重な歴史的資産である京町家を将来にわたって良好に保全、再生していくために、「京町家向け耐震診断手法」に習熟した「京町家耐震診断士」を育成し、京町家の所有者の希望に応じて派遣を行う。 			○	【⑲新設】	都市計画局 建築指導課
	○	⑲	<ul style="list-style-type: none"> 京町家耐震改修助成事業 本市の貴重な景観資源である京町家に代表される伝統的、歴史的な建築物を将来にわたって良好に保全、再生していくため、住宅として利用されている京町家等の耐震改修費用を助成する。 			○	【⑲新設】	都市計画局 住宅政策課
	○	⑲	<ul style="list-style-type: none"> 分譲マンション耐震診断助成事業 現行の耐震基準(いわゆる「新耐震基準」)の施行(昭和56年6月1日)より前に着工された分譲マンションの耐震化を促進するために、耐震診断に要する費用の一部について、補助を行う。 			○	【⑲新設】	都市計画局 建築指導課

○	⑰	2 アスベスト対策の実施 ・吹付けアスベスト除去等助成事業 多数の者が共同で常時利用する部分に吹付けアスベストを使用している民間建築物について、市民の健康被害を予防するため、所有者等が行うアスベスト対策工事等(分析調査及びアスベスト除去等)に対し、助成を行う。	○	【⑰新設】	都市計画局 建築指導課
○	⑱	8 分譲マンション建替・大規模修繕アドバイザー派遣制度 優良な住宅ストックへの更新を促し、良好な景観形成の促進に寄与することを目指して、建替えや大規模修繕を行おうとするマンションの管理組合に対して、その初期段階(工事着手の意思決定まで)の進め方についての助言を行う専門家(アドバイザー)の派遣を行う。	○	【⑱新設】	都市計画局 住宅政策課

(2) 適切な商品選択が行える環境の確保

ア 商品・サービスに関する情報の適正化の推進

○	⑱	1 広告・表示等に関するガイドライン策定の検討 子ども、高齢者、障害者等にもわかりやすく、それぞれの特性に配慮した広告・表示等に関するガイドラインを策定し、事業者の適切な活動を促進させる。	○	平成 17 年度消費生活モニター(41 人)を対象に実施した「子どもや高齢者、障害者に配慮した表示に関する調査」などを参考に、どのようなガイドラインが適当なのか検討を行う。 平成 19 年3月19日開催の消費生活審議会 表示・包装適正化部会において、社団法人日本包装技術協会から講師を招き、「ユニバーサルデザイン及びその考え方に基づいた包装・容器における取組について」と題する講演を開催し、ユニバーサルデザインの考え方と最近の取組について、認識の共有を図った。	文化市民局 市民総合相談課
○	⑲	9 京もの履歴表示の促進 京都の伝統産業製品に関する「京もの」としての正確な情報を消費者に提供し、他産地製品や海外製品との違いを明確にするため、生産履歴管理の仕組みを構築しようとする生産者組合等の取組を支援する。	○	生産履歴管理の仕組みを構築しようとする生産者組合と実施に向けて協議し、生産者組合では、公開情報の内容、検査の仕組み等について検討した。	産業観光局 伝統産業課

イ 生活必需品の安定的かつ円滑な供給の確保に向けた取組の推進

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当課
				実施済	着手	未着手		
○		⑱	4 街のお風呂屋さんサポート事業 近年、自家風呂の普及や後継者不足などにより、利用者、銭湯ともに減少の一途をたどっているため、銭湯を確保することを目的とし、京都府公衆浴場業生活衛生同業組合と共催で、利用者拡大のための事業を実施する。			○	【⑱新設】	保健福祉局 生活衛生課

基本方針2 消費者被害の救済

(1) 消費生活相談・被害の救済

○			1 消費生活専門相談員による助言及びあっせん 消費生活専門相談員が複雑多様化する消費社会の仕組み等を迅速に把握し、相談者に対して適正な助言及びあっせんを行えるよう、各種研修会への参加等そのスキルアップを図るとともに、講座会場等における出張相談の開催などによるPRを兼ねた相談機会の拡大を図る。	○		・相談員のスキルアップのための研修参加 ⑰ 7人 ⇒ ⑱ 9人 ・出張相談 平成19年3月に近畿経済産業局及び京都府と合同で開催する学生向けのマルチ被害に関するセミナー会場において、出張相談コーナーを開設した。	文化市民局 市民総合相談課
○	⑱		2 消費生活審議会の調停制度の活用 消費生活審議会(苦情処理部会)に対し、あっせんが不調に終わった事例等の報告を行うことなどにより、調停制度の活性化を図る。			該当案件なし	文化市民局 市民総合相談課
○			3 消費生活週末(土・日)電話相談の充実 現在の週末(土日)相談に加え、祝日等にも相談に応えられるよう開設日の拡充を図る。			開設日数 延103日 受付件数 1,190件 1日平均受付件数 11.6件	文化市民局 市民総合相談課

○	⑱	4 電子メール等による相談の実施 様々な障害のため、来所や電話による消費生活相談が困難な市民のために、新たに、電子メールによる相談を実施する。多様なアクセス方法により情報を提供することにより、消費者被害の未然防止や拡大防止を図る。	○		文化市民局 市民総合相談課
○		6 事業者に対する指導等の強化 消費者被害の救済を推進するため、事業者への不適正な取引行為に関する指導を強化する。	○	更なる指導の強化に向け、「不適正な取引行為を行う事業者に対する指導、勧告及び公表に関する実施要領」の改正作業を行った。 ・指導件数 ⑱8件 (⑰9件)	文化市民局 市民総合相談課
○		8 京都府、京都府警察、京都弁護士会をはじめとした関係機関等との連携強化 悪質な事業者への対応強化や迅速な被害救済を図るため、悪質な事業者対策等に関する京都府との連携策の協議や、京都府警と共同した被害相談者対応など、更なる連携強化を図る。	○	合同事例研究会 6回出席 ヤミ金対策連絡協議会 3回出席 ＊主催は、いずれも京都弁護士会 その他 平成19年3月に近畿経済産業局及び京都府と合同で学生向けのマルチ被害に関するセミナーを開催し、消費生活専門相談員による出張相談コーナーを開設した。	文化市民局 市民総合相談課
○	⑲	10 消費者団体訴訟制度への支援策の検討 平成19年6月7日から導入される消費者団体訴訟制度について、適格消費者団体に対する消費生活相談情報の提供等の支援策を検討する。	○	京都市消費生活関係機関等連絡調整合同会議(平成18年11月2日開催)において、学識経験者による消費者団体訴訟に関する講演を実施した。 国のガイドライン等を参考に情報提供等、支援についての具体策を検討する。	文化市民局 市民総合相談課
○		11 不招請勧誘への更なる対応の検討 条例改正により、「不招請執よう勧誘」については不適正な取引行為として規定したが、消費者被害の未然防止の観点から、さらに、消費者が拒絶の意思表示する機会を事業者に明示させること等を検討する。	○		文化市民局 市民総合相談課

(2) 消費生活相談に関連する各種専門相談の充実

ア 各種相談事業の推進 (新規・充実項目なし)

イ 関係機関・団体等との連携の強化

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当課
				実施済	着手	未着手		
	○		1 本市の相談窓口のネットワーク化の推進 庁内連絡会議の開催等により、各相談窓口との協議や情報交換を推進し、連携して相談に当る。		○		平成 18 年 10 月、第 1 回庁内連絡会議を開催した。	文化市民局 市民総合相談課
	○		2 災害等緊急時における連携のあり方の検討 京都市防災計画に基づく臨時相談窓口の開設に関して、被災都市の前例等を参考に、警察等行政機関及び各種関係民間団体とその連携のあり方を協議し、万一の場合でも速やかに開設できる体制を整える。			○		文化市民局 市民総合相談課
○		⑱	3 日本司法支援センター京都地方事務所との連携 日本司法支援センター京都地方事務所(法テラス京都)と十分な連携を図り、消費者被害の迅速かつ的確な救済をする。	○			平成 18 年 9 月 13 日、日本司法支援センター第 1 回京都協議会に出席、関係団体等で連携について協議した。なお、同センターは平成 18 年 10 月 2 日からの業務を開始した。 消費者被害に迅速に対応するため、適宜、情報交換を行うなど、連携を図っている。 ・センター開設の周知に協力 平成 18 年 10 月、本庁舎、北庁舎に日本司法支援センター用の配架棚設置を依頼、各区役所・支所には、窓口にてリーフレット等の配布を依頼し、実施した。	文化市民局 市民総合相談課

基本方針3 消費者被害の未然防止・拡大防止のための実効性の確保

(1) 消費者被害の未然防止, 拡大防止

ア 消費者被害に関する情報提供の推進

○		1 緊急時における事業者名等の公表 今なお手口の巧妙化が進む架空請求被害の事例に関して、ホームページ以外の啓発情報誌にも事業者名の公表だけでなくその手口に関する記事を掲載し、被害の未然防止を図る。	○			文化市民局 市民総合相談課
○	⑱	2 迅速な報道機関等への情報提供及びホームページによる情報発信の推進 消費生活相談に寄せられる苦情や消費者被害に関する統計情報をより迅速に提供することにより、消費者被害の未然防止、拡大防止を図る。	○		<ul style="list-style-type: none"> 平成18年10月、ホームページのリニューアルを行った。 また、統計情報に加え、悪質商法やその対処法に関する情報等をまとめた「京・くらしの安心安全情報」を毎月発行している。併せて、ホームページにおいても発信している。 ⑰6ヶ月に1回 ⇒ ⑱毎月6回 	文化市民局 市民総合相談課
○	⑲	3 他都市との広域情報交換及び全国消費生活ネットワークの活用による被害情報の迅速, 的確な把握 現在実施している近畿圏各都市との情報交換会議(近畿相談担当者連絡会議 年2回開催)に加えて、指定都市4市による事業者対策会議の開催などにより、広域的・統一的な対策を講じられる環境を整備する。	○			文化市民局 市民総合相談課
○		4 緊急時の事業者による危害情報提供への協力(再掲)	○		参照 1-(1)-ア-2, 1-(1)-イ-2	
○	⑲	5 「出前講座」の充実 各会議・会合等, 様々な機会をとらえ広く悪質商法に関する講座等を行うとともに, 消費者リーダーの育成や地域における見守り活動の支援等のための講座等, 市民・消費者の特性に応じたテーマに基づき内容の充実を図る。	○			文化市民局 市民総合相談課
○	⑲	6 くらしのみはりたい事業の実施 消費者被害の未然防止・拡大防止を図ることを目的とし, 地域社会の高齢者等を見守り, 消費者被害情報等について通報する「くらしのみはりたい」を創設する。	○		【⑲新設】	文化市民局 市民総合相談課

イ 関係機関・団体等との連携の強化

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当課
				実施済	着手	未着手		
	○		1 京都府, 京都府警察, 京都弁護士会をはじめとした関係機関等との連携強化 (再掲)		○		参照 2-(1)-8	
	○	⑱	2 大学コンソーシアム京都, 大学等への情報提供の実施 大学の学生生活支援担当部署, 大学コンソーシアム京都等へ消費生活に関する情報を提供する。 また, 新たに電子メールによる提供を推進する。	○			情報提供 9回 大学の学生生活支援担当部署, 大学コンソーシアム京都に対し, FAX により情報提供を行うとともに, 10月からは, 希望する大学には電子メールによる情報提供を行っている。(電子メールは上記9回のうち4回目から)	文化市民局 市民総合相談課
	○		3 関係機関・団体等との連携による高齢者・障害者等への情報提供の推進 「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」(事務局 保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)を通じ, 判断能力の低下が危惧される高齢者, 障害者等の消費者トラブルに関するの情報提供を行っている。 ⑰から第1部会の検討項目として「安心・安全な消費生活環境を整備するための取組」を設けており, 今後さらに積極的に情報を提供していく。		○		「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」総会出席1回 (消費生活基本計画素案, 平成17年度消費生活相談等について, 情報提供及び意見交換)	文化市民局 市民総合相談課
	○		4 消費者団体, 事業者団体との連携による情報提供の実施 消費者団体, 事業者団体と積極的に連携し, 消費者被害の未然防止・拡大防止のための情報提供を行う。		○		・平成18年10月, 消費者団体懇談会, 事業者団体懇談会を立ち上げ11月2日に合同会議を開催した。 ・消費者団体等に対し, 「京・くらしの安心安全情報」の配布を行った。	文化市民局 市民総合相談課
○		⑱	5 消費者団体訴訟制度への支援策の検討 (再掲)		○		参照 2-(1)-10	

ウ 地域等におけるネットワークの活用

○		<p>1 地域の安心安全ネットワーク形成事業の推進 小学校区又は元学区単位で、地域住民(各種団体)と区役所・支所、学校、警察署、消防署などの関係機関が連携し、防犯、防災、子どもの安全、地域福祉など幅広い地域の安心・安全の確保に取り組み、地域の総合的な安心安全ネットを構築する。</p>	○	<p>72 学区で着手。 (新規⑩4 学区 ⑪25 学区 ⑫47 学区)</p>	文化市民局 地域づくり推進課
○	⑬	<p>2 高齢者福祉関係者等への被害防止ハンドブックの配布及び研修の充実 認知症の方や精神に障害を持つ方など、消費生活上必要な知識や判断の能力が十分でない方の消費者被害を防止するため、高齢者向けの「悪質商法撃退ハンドブック」を配布し、研修を実施する。</p>	○	<p>・ 高齢者向け「悪質商法撃退ハンドブック」を出前講座等で活用(配布)するとともに、希望団体等へ配布した。 印刷部数 計 34,000 部(注) 配布部数 27,400 部 (注)当初印刷部数 25,000 部に加え、18 年 6 月に 9,000 部を増刷。</p>	文化市民局 市民総合相談課
○		<p>3 地域福祉権利擁護事業の推進 京都市社会福祉協議会では、本市の補助を受け、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者など判断能力が不十分なため福祉サービスを十分に利用できない方に対して、福祉サービスの利用手続や日常的な金銭管理などを援助する制度として、同事業を実施しているが、契約件数の増加に伴い、補助額の増額等を行う。</p>	○	<p>・ 契約件数 281件 ・ 補助額(決算) ⑭36,401 千円 ⇒ ⑮43,823千円 ・ 契約件数の増加に対応し、事業の更なる充実を図るため、基幹的社協の増設を検討している。</p>	保健福祉局 地域福祉課
○	⑭	<p>5 認知症あんしん京(みやこ)づくり推進事業の実施 認知症に関する基礎的知識と具体的な対応方法等の普及及び啓発を推進し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指す。</p>	○	<p>認知症あんしんサポートリーダー 274 人養成 認知症あんしんサポーター 3,854 人養成 平成 21年度末までに認知症あんしんサポーター1 万人を養成する。</p>	保健福祉局 長寿福祉課

(2) 事業者の不適正な取引行為の防止

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当課
				実施済	着手	未着手		
	○		1 事業者に対する指導, 勧告及び事業者名等の公表 条例改正に伴い, 指導等の実施マニュアルを改定する。また, 京都府とも悪質な事業者対策に関する連携策を協議し, その実効性の向上を図る。		○		事業者指導件数 ⑰9件, ⑱8件 ・「不適正な取引行為を行う事業者に対する指導, 勧告及び公表に関する実施要領」の改正作業を行った。 ・事業者対策に関する連携策について京都府と協議中。	文化市民局 市民総合相談課
	○		2 京都府, 京都府警察, 京都弁護士会をはじめとした関係機関等との連携強化 (再掲)		○		参照 2-(1)-8	
	○		3 不適正な取引行為についての事業者, 事業者団体に対する周知徹底 事業者が不適正な取引行為を行った場合, その事実をその業界の事業者団体に通知し, 傘下の事業者に周知することにより, 他の事業者による同様の行為の発生を防ぐ。			○		文化市民局 市民総合相談課
	○		4 事業者団体との連携による事業者の自主行動基準の策定促進 事業者団体との連携により, 不適正な取引行為の防止等, 各事業者が自らの商行為について社会的信頼を得るための自主行動基準の策定を促進する。			○		文化市民局 市民総合相談課
	○		5 事業者団体と連携した悪質事業者対策の推進 不適正な取引行為について, その原因や対策等を関係団体と協議し, 業界内の自浄作用の促進を図る。			○		文化市民局 市民総合相談課
○		⑱	6 消費者団体訴訟制度への支援策の検討 (再掲)		○		参照 2-(1)-10	

基本方針 4 消費者の自立支援

(1) 様々な機会を通じた情報提供の推進

○		<p>1 消費生活に関する様々な情報誌、パンフレット類の発行 生活情報誌やパンフレットを発行し、消費生活に関する様々な情報を市民に提供しているが、対象者の特性に配慮した内容にするなど充実を図る。</p>	○	<p>平成 18 年度発行実績 (一般向け) ・「マイシティライフ」年4回(各回 40,000 部発行) ・「京・くらしの安心安全情報」(平成 18 年 10 月から毎月 500 部発行) ・「市民生活センター電話番号シール(改訂版)」(40,000 枚作成) (事象別) ・リーフレット「賃貸アパート・マンション退去時のトラブル(改訂版)」(5,000 部増刷) ・パンフレット「多重債務でお困りのあなたへ」(4,000 部増刷) (高齢者向け) ・リーフレット「悪質商法！高齢者がねらわれる！！」(10,000 部発行 10,000 部増刷 計 20,000 部) ・パンフレット「悪質商法撃退ハンドブック」(9,000 部増刷) (若者向け) ・パンフレット「十代・二十代のあなたへ」(4,000 部増刷) ・パンフレット「契約ナビ」(5,000 部増刷) ・中学生向け消費者教育冊子「あなたはだいじょうぶ?!(中学生編)」(47,000 部発行, 配布は平成 19 年度)</p>	文化市民局 市民総合相談課
○	⑱	<p>3 「保健所ニュース」等による消費生活に関する情報提供の推進 食についての啓発など、消費生活に関する情報提供の推進や、各種教室事業を実施する。 家庭内での製品事故の防止や事故防止のための商品の紹介等を掲載した「子どもの事故防止マニュアル」を配布するなど、消費生活に関する情報の提供を充実させる。</p>	○	<p>・保健所等における各種教室事業等での啓発 ・保健所ニュース等での啓発 ・子どもの事故防止マニュアルの配布(平成 18 年 6 月)</p>	保健福祉局 健康増進課

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当課
				実施済	着手	未着手		
	○		4 環境に関する様々な冊子類の発行 「グリーン購入促進事業における会報誌」ほか、ごみ減量やリサイクルを促進するための冊子類の発行を充実させる。	○			・「京(みやこ)のごみ減量事典」を作成・配布 (平成18年9月) 発生抑制・再使用など上流対策によるごみ減量やリサイクルを促進するため、「京(みやこ)のごみ減量事典」を作成し、京都市内全戸に配布した。	環境局 循環企画課
	○		5 消費生活に関する啓発冊子類の設置協力施設の拡大 消費生活に関する啓発冊子類が、より多くの消費者に渡るよう設置場所の拡大を図る。			○		文化市民局 市民総合相談課
○		①⑨	7 関係機関・団体との連携による啓発キャンペーンの実施 京都府、京都府警察、消費者団体等と連携し、啓発キャンペーンを実施し、被害の未然防止を図る。			○		文化市民局 市民総合相談課
	○	①⑧	8 迅速な報道機関等への情報提供及びホームページによる情報発信の推進（再掲）	○			参照 3-(1)-ア-2	
○		①⑧	10 住宅用火災警報器の設置指導の実施 消防法の改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことから、自主防災組織を通じた地域ぐるみの設置指導を実施する。			○	自主防災組織を通じた地域ぐるみの設置指導回数 409回	消防局 予防部

(2) 消費者教育・啓発の充実

ア 様々な学習機会の拡充

○	⑱	<p>1 消費生活に関する講座や教室の充実 消費生活に関する情報を提供するとともに、市民の消費生活に対する理解を深め、意識の高揚を図るため、消費生活に関する講座を充実する。 「消費生活講座」を「くらしのなっとくゼミナール」と名付け、開催回数の増加を図る。</p>	○	○	<p>・「くらしのなっとくゼミナール」を年4回開催する。 ⑰ 1回 参加者 55人 ⇒ ⑱ 4回 145人 第1回 5/29 テーマ「欠陥住宅・悪質商法」 (参加者 38人) 第2回 8/8 テーマ「インターネット、リサイクル(夏休み親子教室)」 (参加者 33人) 第3回 11/29 テーマ「食品表示」 (参加者 44人) 第4回 3/1 テーマ「ファイナンシャルプラン、生命保険」 (参加者 30人)</p>	文化市民局 市民総合相談課	
○		<p>2 電子メール等、情報通信技術を活用した講座の開設 電子メール等を活用し、講座に参加することが困難な人も受けられる講座を企画する。</p>		○		文化市民局 市民総合相談課	
○	⑱	<p>4 計量に関する学習事業の推進 新規事業として、「夏休み親子計量教室」を実施する。</p>	○		<p>・夏休み親子計量教室 平成18年8月、小学生5・6年生とその保護者を対象に、計量に関する学習の場として、親子教室を開催した。(親子12組応募「計量検査所見学、棒はかりの作成等」)</p>	産業観光局 計量検査所	
○	⑱	<p>10 京都府との共催事業の検討 消費者の学習機会の拡充を図るため、京都府との共催による事業の実施を検討する。</p>		○	<p>実施に向けて検討(府市協議1回実施) ◆参考 平成19年3月に近畿経済産業局及び京都府と合同で学生向けのマルチ被害に関するセミナーを開催し、消費生活専門相談員による出張相談コーナーを開設した。</p>	文化市民局 市民総合相談課	
○	⑲	<p>11 ウェストスリムクラブの実施 食事バランスガイドの学習や運動等を繰り返し体験することにより健康づくりの意識の向上や生活習慣の改善を促し、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防を図る。</p>			○	<p>【⑲新設】</p>	保健福祉局 健康増進課

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当課
				実施済	着手	未着手		
○		⑱	12 食育推進コンテストの開催 朝食を欠食する市民の割合を減少させ、望ましい食生活の習慣の形成を図ることを目指し、朝ごはんをテーマにしたコンテスト(わくわくこんだてじまん)を実施する。			○	【⑱新設】	保健福祉局 健康増進課

イ 学校における消費者教育の推進

○		⑱	2 消費生活に関する中学生向けの冊子の作成・配布 中学生の消費者被害を未然に防止し、将来の様々な消費者トラブルへの備えとして消費者に必要なバランス感覚を養うための消費者教育の推進に向け、中学生向けの冊子を作成し、市内中学校に配布する。	○			・ 中学生向け消費者教育冊子「あなたはだいじょうぶ?!(中学生編)」 47,000部発行(配布は平成19年度) 京都市総合教育センターの指導主事(社会科, 家庭科)と学校現場の教員に監修を依頼, 内容について協議し, 作成した。	文化市民局 市民総合相談課
○		⑱	4 「スチューデントシティ・ファイナンスパーク」の開設 ・ 小学生を対象とした「スチューデントシティ」 銀行, 商店, 新聞社, 区役所等からなる「街」を再現し, 消費者役と会社員役, それぞれの立場での役割を体験し, 社会や経済の仕組み, 社会と自分との関わりを理解する。 ・ 中学生を対象とした「ファイナンスパーク」 「街」で, 税金・保険をはじめ食費や光熱水費, 教育費等の試算, 商品やサービスの購入・契約などを体験し, 社会に溢れる情報を適切に活用する力や生活設計能力などを育成する。	○			平成19年1月元滋野中学校に開設 モデル・試行実施を行い, 小中学校合わせて, 46校 約3,000名が体験学習を実施。	教育委員会 京都まなびの街 生き方探究館
○			5 教職員及びPTA への情報提供の推進 啓発冊子類の学校への配布, 総合教育センターでの教員研修に出前講座を行い, PTA 研修についても, 機会に応じて, 出前講座を行う。			○		文化市民局 市民総合相談課

○	⑬	6 「出前講座」の充実（再掲）		○	参照 3-(1)-ア-5	
○	⑭	8 大学コンソーシアム京都, 大学等への情報提供の実施（再掲）	○		参照 3-(1)-イ-2	
○	⑮	9 小学校・中学校・総合養護学校における食育の推進 ・ 日本料理に学ぶ食育カリキュラムの策定・実施 日本料理を通じて食に対する興味関心を高め, 五感を働かせて食することの大切さを子どもたちに習得させるよう, さらに伝統文化の継承・発展を目指すため, 日本料理アカデミーとの連携し, 「日本料理に学ぶ食育カリキュラム」を策定・実施する。	○	○	日本料理に学ぶ食育カリキュラムモデル実施校 ⑰5校 ⇒ ⑱8校	教育委員会 学校指導課
○	⑯	10 食育指針の策定 食育基本法の趣旨に則り, 学校における魅力ある食育の推進を図るため, 京都市全体の食育推進方針を踏まえ, 学校給食を通じた食育の指針を策定する。	○	○	「京(みやこ)・食育推進プラン」の基本方針を踏まえ, 同プラン中に学校給食を通じた食育の推進を盛り込み, その目標を達成するために給食を通じて取り組む項目として, 地産地消(知産知消)の推進, 伝統的な食文化への関心と理解, 日本型食生活の普及を図ることとした。	教育委員会 体育健康教育室
○	⑰	11 食育事例集の作成 食育に関するこれまでの実践の中から, 優れた指導案を事例集としてまとめ, 全校の食育の一層の充実を図る。	○	○	「京(みやこ)・食育推進プラン」において, 「学校における食育事例集(仮称)」などの食育啓発冊子の作成を盛り込んだ。 ◆参考 平成 18 年度は「日本料理に学ぶ食育カリキュラム」実践事例集を作成し, 各校に配付した。	教育委員会 学校指導課 体育健康教育室

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当課
				実施済	着手	未着手		
○		⑱	17 小・中学生の環境体験学習プログラム 小学生を対象とした、ごみの行方及びリサイクル製品等のパネルや分別種類ごとの資源回収ボックス等を使用した、ごみの分別、リサイクルの体験学習や、小・中学生を対象とした環境をテーマとする絵画コンクールを実施することで、小・中学生が、目に見える形でリデュース、リユース、リサイクルの3Rの意義や目的を意識できるよう、環境教育の充実を目的とした支援事業を行う。			○	【⑱新設】	環境局 循環企画課

ウ 自主的な学習活動の支援

	○	⑲	2 「出前講座」の充実（再掲）			○	参照 3-(1)-ア-5	
○		⑳	3 市民生活センターにおける消費者団体、事業者団体の情報提供コーナーの設置 市民生活センター内に消費者団体、事業者団体の情報提供コーナーを設置し、活動の紹介や知識の普及等に関する冊子類の閲覧・配布等を行う。		○		市民生活センターの啓発冊子類の配架方法や相談窓口等、センターのレイアウト変更を含め、情報コーナーの設置に向け検討。	文化市民局 市民総合相談課

エ 地域社会等におけるリーダーの育成

	○		1 消費生活モニター制度の運営（リーダー育成） 新たに、地域社会等における消費者リーダーの育成の視点から、消費生活モニターの見直しを行う。		○		モニターの活動内容の検討を行った。	文化市民局 市民総合相談課
--	---	--	---	--	---	--	-------------------	------------------

○	<p>2 地域等で活動する団体等への学習活動の支援 市民生活センターにおいて、消費者の学習用としてビデオテープ・図書の貸出を行うとともに、消費者団体の会合や勉強会などの自主的な催しに対し研修室、会議室の無料貸出を行い、また、適宜、講師の紹介やグループの勉強会の企画についてのアドバイスを行っているが、団体等の学習活動の促進のため、支援策の一層の充実を図る。 また、消費生活に関する講座を団体等と共催することにより学習活動の支援を行う。</p>	○	<p>より利用しやすいものとなるよう、資料の整理を行うとともに、講座の共催方法について検討。</p>	文化市民局 市民総合相談課
○	<p>3 消費生活に関するリーダー育成事業の検討 市民が消費者トラブルの被害者とならず、安心・安全な消費生活をおくるために必要な正しい知識と有効な情報の普及を目指し、各地域において、市民による普及啓発活動や近隣の高齢者等を見守る活動を促進させるため、その担い手たるリーダーの育成を検討する。</p>	○	<p>平成19年度実施に向けて検討。</p>	文化市民局 市民総合相談課

(3) 消費者の意見の反映

○	<p>1 消費生活施策に関する申出制度の運営 京都市消費生活条例に基づく申出制度を実施する。</p>	○	<p>申出0件 *申出に関する要綱等を整備(平成18年4月)。</p>	文化市民局 市民総合相談課
○	<p>2 消費生活審議会の運営 消費生活審議会委員を選出するに当たり、様々な団体の中から消費者の意見を述べたり、消費者の実情を把握している団体を選出するとともに、市民公募委員を選出し、市民参加を推進する。</p>	○	<p>委員数20人 学識 8人 消費者団体 5人 公募市民 2人 高齢者福祉団体 1人 事業者団体 4人</p>	文化市民局 市民総合相談課
○	<p>4 消費生活モニター制度の運営 (意見反映) 消費生活モニター制度を見直し、人数を倍増し、消費者の意見の反映を図る視点から、意見聴取の機会の拡充を図る。</p>	○	<p>次のとおり、機会の拡充を図った。 (モニター人数) ⑰42人 ⇒ ⑱80人 (アンケート調査) ⑰年間5回 ⇒ ⑱年間12回</p>	文化市民局 市民総合相談課

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当課
				実施済	着手	未着手		
	○		5 各種モニターによる消費生活に関する調査の推進 消費生活に関する様々な分野において、必要に応じて、各種モニターによる消費者の意見調査を積極的に行っていく。			○		文化市民局 ほか
	○	⑱	6 消費者・事業者・行政等の意見交換会の開催 消費生活施策について本市と意見交換し、また、消費者と事業者が意見交換できるよう、消費者団体、事業者団体との懇談会を定期的を開催する等の取組を推進する。		○		京都市消費生活関係機関等連絡調整合同会議の実施（11月2日開催） 参加団体数：消費者団体8、事業者団体8 ＊「消費者団体懇談会」「事業者団体懇談会」の合同会議として開催した。	文化市民局 市民総合相談課
							京都市食品衛生監視指導計画に基づき、市民及び食品関係事業者に対して各種講習会を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者向け講習会 実施回数129回 受講者数1,902人 ・ 事業者向け講習会 実施回数387回 受講者数10,892人 	保健福祉局 生活衛生課
	○		8 消費者意見の事業者への提供の推進 ・ 事業者団体懇談会等を活用し、消費者の意見を提供する。			○		文化市民局 市民総合相談課

基本方針5 豊かなくらしをおくることができる環境の整備・創造

(1) 食の安全の確保に向けた取組の推進

○	○	⑱	1 食の安全に関するシンポジウム・講座等の開催 ・京(みやこ)・食の環境づくりフォーラム 2007(仮称)の開催 生涯にわたる健康で豊かな生活の実現を目指して、食育に関する各機関・団体が結集し、市民に食育に関する情報を発信して食育への関心を喚起し、「食」に関して今一度見つめなおす『食』の再発見を市民運動として展開するきっかけ作りを行う。	○	○	【⑱新設】	保健福祉局 健康増進課
○	○	⑱	5 小学校・中学校・総合養護学校における食育の推進 (再掲)	○	○	参照 4-(2)-イ-9	
○	○	⑱	6 食育指針の策定 (再掲)	○	○	参照 4-(2)-イ-10	
○	○	⑱	7 食育事例集の作成 (再掲)	○	○	参照 4-(2)-イ-11	
○	○	⑱	9 地域における食育推進事業の実施 子どもが心身ともに健やかに育ち、生きる力や社会への適応力を培っていけるよう「食育」の取組みを行い、「食べる力」を育む地域を目指す。 ・区内の生徒・児童を対象に「食に関するアンケート」を実施する。 ・子どもたちから募集した献立を子ども自身で調理・試食する「子どもレストラン」や、地産地消の取組みとしての野菜の展示即売会、募集したイラストの展示等を行う「子どもレストラン&食育フェスタ in 西京」を開催する。 ・食育に関する講演及びシンポジウムを開催する。	○	○	・「食に関するアンケート」の実施 区内の小学5年生、6年生及び中学2年生を対象に7月に実施し、4,204人から回答を得た。 ・「子どもレストラン&食育フェスタ in 西京」の開催 11月25日、桂中学校にて開催した。 ・講演会・シンポジウムの開催 平成19年2月3日、エミナースにて開催した。 ・啓発冊子の発行 アンケートや子どもレストラン、シンポジウム等の結果を掲載した食育事業報告書を作成した。	西京区役所 総務課
○	○	⑱	15 ウェストスリムクラブの実施 (再掲)	○	○	【⑱新設】 参照 4-(2)-イ-11	
○	○	⑱	16 食育推進コンテストの開催 (再掲)	○	○	【⑱新設】 参照 4-(2)-イ-12	

(2) 環境に配慮した活動の推進

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当課
				実施済	着手	未着手		
○	○	⑱	1 環境に関するシンポジウム・講座等の開催 ・COP3開催10周年記念シンポジウム 平成19年12月に地球温暖化防止京都会議の開催10周年を迎えるに当たり、地球温暖化対策の取組状況と今後の方向性や展望を考えるシンポジウムを府市協調で実施する。			○	【⑱新設】	総合企画局 地球温暖化 対策室
		⑱	・家庭ごみ有料化1年シンポジウム(仮称) 有料指定袋制実施後、1年間の取組経過やごみ減量効果等に関するプレゼンテーションのほか、「持続可能な循環型社会の構築」に関するパネルディスカッションなどを含むシンポジウムを12月頃開催し、環境意識のさらなる高揚を図るとともに、ごみ減量の取組をより一層推進する。			○	【⑱新設】	環境局 循環企画課
○	○	⑱	6 太陽光発電システムの普及促進 家庭部門での太陽光エネルギーの活用を更に促進し、温室効果ガスの排出抑制を図るため、住宅用太陽光発電システム設置助成制度を拡充する。	○			戸建て住宅向けに加え、平成18年度から、分譲共同住宅の共用部分への設置を助成対象に追加した。 ・助成件数 ⑰172件 ⇒ ⑱224件	総合企画局 地球温暖化 対策室
		⑱	・設置助成制度の対象拡大 太陽光発電システムの設置助成制度について、戸建て住宅、分譲共同住宅の共用部分に加え、賃貸共同住宅の共用部分への設置にも対象を拡大し、実施する。			○	【⑱新設】	
○	○	⑱	7 リターナブルびん(生きびん)等の拠点回収の推進 繰り返し使用できるリターナブルびんを可能なかぎり再使用するため、スーパーや小売店など市民が身近にリターナブルびんを持参できるよう回収拠点を増設する。	○			⑰44拠点 ⇒ ⑱47拠点	環境局 循環企画課

○	<p>8 使用済み天ぷら油の燃料化事業の推進</p> <p>京都市内の家庭から排出される廃食用油(使用済み天ぷら油)は、京都市廃食用油燃料化施設において、環境に優しいバイオディーゼル燃料に再生し、ごみ収集車や市バスの燃料として使用しているが、事業の推進を図るため、回収拠点を増設する。</p>	○	⑰956 拠点 ⇒ ⑱1,013 拠点	環境局 循環企画課
○	<p>⑲</p> <p>・市民回収に対する助成制度の創設</p> <p>回収量の増大を図るため、助成金制度を新たに創設することにより、回収拠点を 1,200 件以上設置することを目標を設定して事業を推進する。</p>	○	【⑲新設】	

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当課
				実施済	着手	未着手		
	○		16 フリーマーケットの開催 ごみ減量, リサイクルを目的に家庭で不用となったものを販売する場を増設する。		○		”いらなくなったらいる人へ”をテーマに京都市ごみ減量推進会議が, 京都市役所前広場においてフリーマーケットを開催している。 開催回数 ⑰13回 ⇒ ⑱13回 (概ね月1回, 日曜または祝日に開催)	環境局 循環企画課
							東山区民ふれあいひろばにおいてフリーマーケットコーナーを設けている。 出店件数 ⑰15件 ⇒ ⑱10件 (6月の日曜に開催)	東山区役所 まちづくり推進課
							ふれあい“やましな”実行委員会主催の区民まつりにおいて, ごみ減量, リサイクルを目的に家庭で不用となったものを販売する場を提供する。 出店件数 ⑰40件 ⇒ ⑱40件 (11月23日(祝)に開催)	山科区役所 まちづくり推進課
							下京区基本計画推進事業「下京門前町ルネッサンス」における催しの1つとして, フリーマーケット(名称「下京門前市」)を実施している。 出店件数⑰76件 ⇒ ⑱71件(2会場合計) (9月の日曜に開催)	下京区役所 総務課
							右京区体育振興会連合会主催のオリエンテーリング開催日に, 嵯峨小学校においてフリーマーケットを実施している。 出店件数⑰50件 ⇒ ⑱50件 (11月23日(祝)に開催)	右京区役所 まちづくり推進課

○	⑱	<p>18 京都発 CO2 マイナス10プロジェクトの推進 「始めよう！暮らしの中から脱温暖化」をテーマに次の事業を実施する。</p> <p>1 京(きょう)からエコライフ宣言 家庭でできる温暖化防止の取組の実践を宣言していただく。また、宣言だけにとどまらず、環境家計簿の取組を周知するなど、宣言者が継続して地球温暖化対策に取り組める仕組みづくりを行う。</p> <p>2 CO2 排出量削減－10%モデル事業 モデル地域(3地域)において、省エネ講習会の実施や相談員の派遣、電気消費量が一目で分かる「省エネナビ」(導入予定台数1地域20台)の貸与等を実施する。</p> <p>3 こどもエコライフチャレンジ推進事業 子ども向けの環境家計簿である「こどもエコライフチャレンジ」を用いて、各家庭で親子が一緒に楽しみながらエコライフに取り組めるプログラムを実施する(市内11校)。</p>	○	【⑱新設】	総合企画局 地球温暖化 対策室
○	⑲	<p>19 ごみ減量アドバイザーの設置 市民のごみ減量・リサイクルの取組を支援するため、まち美化事務所に相談窓口を設置し、地域における拠点回収やごみ減量の輪を広げ、地域の様々な取組を推進していく環境づくりを行うとともに、分別収集の拡大など新たな取組のPRや協力要請を行う。</p>	○	【⑲新設】	環境局 循環企画課
○	⑲	<p>20 区民提案型パートナーシップ事業(仮称)の推進 市民がごみ減量やまちの美化、脱温暖化等を目的とした身近な取組を推進するため、これらの取組に寄与する自治組織や市民団体等が実施する区役所と協働して実施する取組に対して助成を行う。</p>	○	【⑲新設】	環境局 循環企画課

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当課
				実施済	着手	未着手		
○		⑱	21 ごみ減量先進的取組支援 「脱温暖化社会」「循環型社会」の構築に向けた先進的な環境技術の開発や調査研究等の事業について、募集を行い、必要書類の提出後、学識経験者や市民団体等で構成する採択委員会等で選考を行い、助成事業を決定する。助成額は、1事業当たり500万円を上限とする。			○	【⑱新設】	環境局 循環企画課

(3) 高度情報通信社会への対応

○	○	⑱	1 迅速な報道機関等への情報提供及びホームページによる情報発信の推進（再掲）	○			参照 3-(1)-ア-2	
○			2 電子メール等、情報通信技術を活用した講座の開設（再掲）			○	参照 4-(2)-ア-2	
	○	⑱	3 大学コンソーシアム京都、大学等への情報提供の実施（再掲）	○			参照 3-(1)-イ-2	
	○		5 消費生活に関する啓発冊子類の設置協力施設の拡大（再掲）			○	参照 4-(1)-5	
	○		6 情報弱者への情報提供の検討 情報の格差を縮小するために、情報弱者への情報提供手段を検討する。			○		文化市民局 市民総合相談課

(4) 京都固有の生活文化に根ざした活動の推進

	○	⑱	2 小学校・中学校・総合養護学校における食育の推進（再掲）		○		参照 4-(2)-イ-9	
○		⑱	3 食育指針の策定（再掲）	○			参照 4-(2)-イ-10	
○		⑱	4 食育事例集の作成（再掲）		○		参照 4-(2)-イ-11	